

市民による自発的な福祉活動と地域福祉の相互関係についての一考察

新潟医療福祉大学社会福祉学科・豊田 保, 柳田真実

【背景】

2000年に制定された社会福祉法は、社会福祉に関する基本法としての性格を有しているが、その第1条(目的)において、「地域における社会福祉(以下、『地域福祉』という)の推進を図る」ことを、本法律を制定する目的の1つとして明示している。

また、社会福祉法第4条(地域福祉の推進)は、地域福祉の推進方策について、「地域住民、社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、(略)地域福祉の推進に努めなければならない」と規定している。

この場合、「地域住民」とは、個々の住民や町内会、自治会などを意味し、「社会福祉に関する活動を行う者は、福祉ボランティア団体や当事者団体を意味し、この両者は、市民と市民福祉関係団体として理解できる。

本発表では、市民と市民福祉関係団体が地域福祉の推進主体として、社会福祉法に規定されている意味について考察することを目的とする。

【方法】

上記のように、社会福祉法は市民と市民福祉団体を地域福祉の推進主体として規定している。本発表は、この意味するところについて、2007年に厚生労働省に設置された「これからの地域福祉の在り方に関する研究会」が2008年に研究会の報告書として公表した「地域における『新たな支え合い』を求めて」に求めることにする。その根拠は、上記研究会の座長が、「国が地域に着目したのは、1971年の中央社会福祉審議会答申である『コミュニティ形成と社会福祉』以来のことである」と述べ、また、「報告書は国による地域福祉のあり方の今後の基本方向を示したものである」と位置付けているからである。

つまり、社会福祉法が市民と市民福祉関係団体を地域福祉の推進主体として規定していることの意味を、最も具体的に表現している公的文書が上記報告書であると理解でき、この報告書を考察することによって研究の目的に接近できると考える。

【結果】

上記報告書は、研究会が設置された経緯について、「住民のつながりを再構築し、支え合う体制を実現するための方策」について検討するためであるとし、地域福祉の意味について、「住民と行政の協働による新しい福祉のあり方を提示する」ことであるとしている。そのうえで、「地域

における『新たな支え合い』(共助)の領域を拡大することが求められている」ことを提起している。

また、市町村の役割については、「地域福祉計画に住民の新たな支え合いを位置付ける、住民の地域福祉活動に必要な環境を整備する」ことなどを提示している。

このような研究会の報告書の内容を総合的に整理すると、市町村は住民による支え合い活動のための基盤を整備し、地域社会における福祉問題の具体的な解決は住民自身の共助によるものが地域福祉の基本的なあり方だと理解できる内容となっている。

【考察】

我が国の近年における地域福祉の発展のプロセスを整理すると、その主要な出来事については、

- ・1981年の国際障害者年により、ノーマライゼーションの考え方が福祉関係者にひろがるとともに、80年代をとおしては多様な在宅福祉サービスが開発された。
- ・1983年に市町村社会福祉協議会が社会福祉事業法において法制化された。
- ・1990年に在宅福祉サービスが第二種社会福祉事業として法制化された。
- ・1993年に自治体版老人保健福祉計画が法制化された。
- ・1998年に特定非営利活動促進法が制定された。
- ・2000年に社会福祉法が制定された・・・ことなどを挙げることができる。

そして、以上の出来事を考察すると、一方においては地域福祉のあるべき姿を発展させてきた重要な契機として一つひとつの事柄について理解することが可能である。同時に、市民と市民福祉関係団体の努力による、つまり、共助を基本とした地域福祉の推進を目指してきた事項であると捉えることもできる。

たとえば、80年代における在宅福祉サービスの開発も、83年の市町村社会福祉協議会の法制化も、95年の阪神淡路大震災を契機にしたボランティア活動の発展の上に成立した98年の特定非営利活動法人の法制化も、基本的には市民と市民福祉活動団体の活動を前提とする側面を持つものとして理解できる。

【結論】

我が国における近年における地域福祉の発展の歴史は、一方においては地域福祉のあるべき姿を明確化するなど、地域福祉に関する理論を発展させてきたプロセスとして理解できるものであるが、他方においては、市民と市民福祉関係団体による共助の実践に地域福祉を依存させる方向を強めてきた側面を持つ歴史であると理解できる。

【文献】

文字数の関係で、文献名は、ポスター発表時に明示する。